

改正道路交通法の一部が施行されます

平成9年
10月30日から



長門大津地区交通安全のつどい

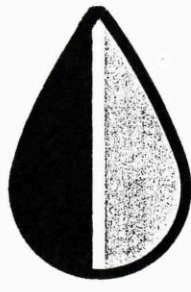
平成8年の交通事故死者は、9年ぶりに1万人を下回りました。しかし、交通事故発生件数は約77万件で史上最高の件数で推移しているほか、4年連続して高齢者が最も死者の多い年齢層となるなど、厳しい交通情勢にあります。このような状況に対処するため、道路交通法が改正され、平成9年5月1日に公布されました。今後、公布の日から1年6ヶ月を超えない範囲で段階的に施行されることとなります。

あ ら ま し

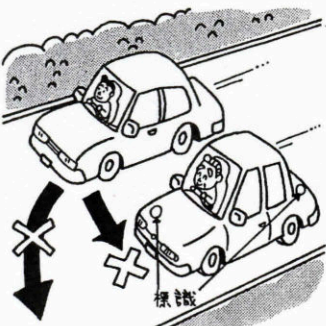
高齢運転者の保護

高齢運転者は加齢に伴う身体機能の低下により、危険を避けるためのとっさの行動をとることが困難になったり、危険の発見や回避が遅れがちになったりします。このような高齢運転者の保護を図るため、75歳以上の高齢運転者で、身体的機能の低下により自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあると自ら判断した場合については、普通自動車の前面および後面に一定の標識（高齢運転者標識）を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならぬこととなります。また、周囲

の運転者は、この標識を付けた自動車に幅寄せや割り込みをしてはいけません。



高齢運転者標識



高速自動車国道等におけるトレーラーの通行区分に関する特例

高速自動車国道等において、高速走行しているトレーラーが追い越しなどのために進路を変更するときにバランスを失い重大事故につながるケースが見られることから、トレーラーは車両通行帯が設けられた高速自動車国道や自動車専用道路の標識等により指定された区間を通行する場合には、その最も左側を通行しなければなりません。

高齢歩行者の保護

高齢者の交通事故による死者のうち、歩行中の死者がほぼ半数を占めており、高齢歩行者の保護の必要性が非常に高くなっています。今回の改正では、通行に支障のある高齢歩行者が、道路を横断しようとしている場合に、高齢歩行者から申し出があったときなど必要があると認められるときは、その場に居合わせた人は、誘導・合図をするなどして、高齢歩行者が安全に横断できるように努めなければなりません。

また、車両等の運転者は、通行に支障のある高齢歩行者が通行しているときは、一時停止や徐行して、その通行を妨げないようにしなければなりません。

交通情報を提供する事業者の配慮義務

交通情報の提供は、それが正確かつ適切に行われれば交通安全と円滑に資するものですが、誤った情報や不適切な情報の提供が行われると、交通安全と円滑に支障を生じさせる恐れがあります。交通情報提供事業者は、正確かつ適切な交通情報を提供し、交通安全と円滑に資するように配慮しなければならぬこととなります。



これから施行予定の主な項目

- 免許の欠格期間の延長
- 自動車等の運転者に重大違反行為をさせた者等に対する免許の拒否等
- 交通安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進
- 交通安全教育指針の作成及び公表
- 申請による免許の取消し
- 軽微違反行為をした者の受講業務
- 七十五歳以上の者の免許更新に関する特例